

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-7
提出年月日	令和5年3月16日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト  
 技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	全般	半角文字, 全角文字の記載を適正化した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	1.18-1	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:(2) 対応手段と設備の選定結果 新:(2) 対応手段と設備の選定 <u>の</u> 結果	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	1.18-1	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順 新:a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ <u>の</u> 設置手順	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	1.18-1	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 <u>について</u> 新:(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	1.18-1	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)の維持管理 <u>等について</u> 新:放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)の維持管理等	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	1.18-2	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:(2) 飲料水、 <u>食料等について</u> 新:(2) 飲料水、 <u>食料等の維持管理</u>	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 7.0)	1.18-2	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:電源設備からの給電を確保するための手順等の説明 <u>について</u> 新: <u>代替</u> 電源設備からの給電を確保するための手順等の説明 <u>について</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-4	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 3号炉非常用母線及び1号炉又は2号炉常用母線から給電されている。 新: 3号炉非常用母線及び1号又は2号炉常用母線から給電されている。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-7	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: ※7 緊急時対策所情報収集設備及び通信連絡設備への給電に用いる。 新: ※7 緊急時対策所情報収集設備への給電に用いる。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-16	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる手順等 新: 1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-18	「1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 放射線管理用機材・・・ 新: 放射線管理用資機材・・・	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-20	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 数ヶ月, 3ヶ月 新: 数ヵ月, 3ヵ月	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-22	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: <u>通信連絡設備</u> , データ収集計算機, ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は, 全交流動力電源喪失時において, 代替非常用発電機から給電する。 新: データ収集計算機, ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は, 全交流動力電源喪失時において, 代替非常用発電機から給電する。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-22	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 1号炉若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線 新: 1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-23	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  旧: 1号炉又は2号炉常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合 新: 1号又は2号炉常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-23	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  旧: 遮断機 新: 遮断器	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料28	「第1.18.8表 各職位のミッション」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  旧: ※2:複数号炉において原子力災害が同時に・・・ 新: ※:複数号炉において原子力災害が同時に・・・  旧: ガレキ 新: がれき	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料30	「添付4-2 緊急時対策所の要員とその運用について」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  旧: 第1.18.9表 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 新: 1. 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料37	記載を以下のとおり適正化した。  添付4-4の表内の空欄2箇所に「-」を追記した。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料38	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  旧: 3号機 新: 3号炉	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料46	「c. 汚染検査」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  旧: 汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。 新: 汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料52	「7.汚染の管理基準 第1.18.12表 汚染の管理基準」の記載を以下のとおり適正化した。 (下線部参照) 旧: ※1:計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器 <u>毎</u> の数値を確認しておく。・・・ 新: ※1:計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器 <u>ごと</u> の数値を確認しておく。・・・	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料57	記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 緊急時対策所用発電機の手順について 新: <u>代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</u>	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料64	「第1.18.14表 緊急時対策所 電源設備の仕様」について、記載を以下のとおり適正化した。 ・代替非常用発電機の記載を削除した。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0)	1.18-添付資料64	以下の記載(下線部)を削除した。 旧: 3B-ディーゼル発電機(7,000kVA)、 <u>代替非常用発電機(1,725VA(1台当たり))</u> 及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。 新: 3B-ディーゼル発電機(7,000kVA)及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。	